

1 議 事 日 程（第 1 日）

（令和 4 年第 3 回有田川町議会定例会）

令和 4 年 9 月 7 日
午前 9 時 3 0 分開会
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 23 号 令和 3 年度有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第 6 報告第 24 号 令和 3 年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算について
- 日程第 7 議案第 53 号 令和 4 年度有田川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 54 号 令和 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 55 号 令和 4 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 56 号 令和 4 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 57 号 令和 4 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 58 号 令和 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 59 号 令和 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 60 号 令和 4 年度有田川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 61 号 令和 3 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 62 号 令和 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 63 号 令和 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 64 号 令和 3 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 65 号 令和 3 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 66 号 令和 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 67 号 令和 3 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 68 号 令和 3 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第23 議案第69号 令和3年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 議案第70号 令和3年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 議案第71号 令和3年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 議案第72号 令和3年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 議案第73号 令和3年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 議案第74号 令和3年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 議案第75号 令和3年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 議案第76号 令和3年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第31 議案第77号 令和3年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第32 議案第78号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第33 議案第79号 有田川町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

日程第34 議案第80号 有田川町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について

日程第35 議案第81号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
7番	片 畑 進 之	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男
11番	岡 省 吾	12番	森 谷 信 哉
13番	堀 江 眞智子	14番	増 谷 憲
15番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

5番 中島 詳 裕

10番 林 宣 男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（15名）

町 長	中山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	青 石 万紀子	福祉保健部長	中 岡 万里子
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	高 井 永 行
産業振興部長	細 野 正 人	建設環境部長	竹 中 幸 生
清水行政局長	谷 口 輝代史	総 務 課 長	南 長 寿
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企画調整課長	林 光 彦
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	小 澤 俊 彦
監 査 委 員	服 部 眞 悟		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 屋 正 也

書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、中島詳裕君、10番、林宣男君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月30日に開催された議会運営委員会の結果についての御報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る8月30日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から9月22日までの16日間とさせていただきます。一般質問は15日、16日としております。

また、議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第5から日程第35までの報告2件、議案29件については一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思っております。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第23号、議案第53号及び議案第81号の3件については、本日、審議をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月22日までの16日間に決定いたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告2件、議案29件であります。

また、本日の説明員は町長ほか14名であります。

次に、令和4年第2回定例会において議決いただきました議員派遣の件について、令和4年8月5日開催の和歌山県町村議会議長会主催の全議員研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により11月14日に延期されましたので御報告いたします。

次に、監査委員より、令和4年5月、6月、7月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和4年度定期監査報告書をお手元に配付していますので、御報告いたします。

また、令和3年度一般会計及び各特別会計の決算認定に係る説明資料をお手元に配

付していますので、申し添えておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に産業建設住民常任委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、産業建設住民常任委員会の視察報告をさせていただきます。

去る7月20日から21日にかけて、埼玉県越生町、神川町で視察研修を行いました。

まず、初日に視察研修を行った越生町は埼玉県の中央部にあり、首都50キロメートル圏に位置しております。東西に9.5キロ、南北に7.9キロ、面積40.39平方キロメートルの町で、人口は約1万1,100人であります。地勢は、外秩父山地が関東平野と出会うところであり、町の中央を一級河川越辺川が流れ、約7割が山地となっております。

今回、視察研修を行った施設は、バブル経済真ただ中の1995年に開業したゆうパークおごせであります。この施設は、指定管理者では維持管理のめどが立たず、株式会社温泉道場が20年間の長期で賃借契約を結び、2018年4月からリニューアルをしながら営業を続け、2019年8月に「BIO-RESORT HOTEL & SPA O Park OGOSE」と施設名を改め、全面オープンをした施設であります。約5万平方メートルの広大な町有地に、温浴施設、キャンプ場、バーベキュー場を整備。約30億円以上の事業費をかけて整備した林間の行楽地で、町外からも大勢の観光客を集めました。

当初は、第三セクター方式で越生町も出資する株式会社ゆうパークが運営。開業から5年間は年間15万人の入館者を集めていましたが、近隣に温泉施設が建設されると、温泉ではなく沸かし湯だったことも弱みとなり、その勢いを失っていきました。

2006年に指定管理に移行。その後、経営難から2011年には全国で指定管理者として実績のある大手企業を選び、再生を図りましたが、右肩下がりの入館者数に歯止めをかけることはできず、2017年度には7万人を切りました。ランニングコストがなかなかかけられず、老朽化した施設の修繕も空調整備や温浴施設など大規模改修は行わず、壊れたものの修繕を続け、思い切ったリニューアルができない状況でありました。

2014年4月、公募により大手企業が継続して3年間の指定管理者に指定。売上げの3%を町に納付するという条件でありましたが、集客力の低下が原因で利益が出ず、1年延長した2017年度も納付金は免除となっておりました。越生町では事業を諦め、施設の売却を決定しましたが応募はなし。途方に暮れていたときに、地元の埼玉縣信用金庫から紹介されたのが株式会社温泉道場でありました。

温泉道場が開発の条件としたのが、20年間の長期の賃貸借契約。越生町では条例を廃止し、施設を行政財産から普通財産に転換、長期の賃貸借契約を温泉道場と結び、建物に付随する土地約5万1,645平方メートルは自由に使えるようにいたしました。最初の3年間は賃借料ゼロで、4年目と5年目は年額250万円、以降は750万円を町に支払う内容で合意されました。

温泉道場は、指定管理のほうがリスクは少ないが制約が多くなり、温泉道場で経営する意味がなくなる、自分たちでリスクを背負い、投資も行い、自分たちの裁量で自由に開発できるような契約形態にしてもらったとのことでありました。

事業化に際しては、施設の老朽化のため町から3,000万円の修繕費が拠出されましたけれども、温泉道場も現在までに約4億円を投資し、施設整備を進めているとのことでありました。

現在の来館者数は約130%でありますけれども、客単価の増加に成功し、売上げは約3倍にまで伸びているとのことでありました。指定管理者や施設の買取り先が見つからない中で、温泉道場は隣町に本社があり、施設の土地が広く投資が行えるため、勝算があると決断に至ったとのことでありました。

二日目は、温泉道場が挑戦しているサバの養殖場を視察いたしました。

埼玉県神川町にあるおふろc a f e白寿の湯の敷地内に生けすを設置し、2021年度より開始しております。稚魚を和歌山県串本町から仕入、現在養殖中とのことありますけれども、サバは非常に繊細で、まだ収益化には至っていないとのことでありました。

今後、養殖サバを生で食べられるようにし、施設内の飲食店で食材として用いるのが目標とのことで、安定した養殖が可能となれば、販売などで収益源とすることも視野に入れているとのことでありました。

今回、2日間の視察研修で、温泉道場の徹底的に行うマーケティング力は大変すばらしく、行政の弱いポイントだと痛感いたしました。

また、指定管理者制度は、自治体など公的施設の管理・運営を民間事業者に代行させるもので、有田川町でも11の施設が指定管理施設となっております。これは民間のノウハウを生かし、コスト削減やサービスの向上が期待できるというメリットはありますけれども、公の施設としての運営であり、業務内容は仕様書で細かく決められていることが多く、民間の創意工夫の余地は限定的になりがちであるというデメリットもあります。

越生町での20年の長期契約による事業再生は、経営難や老朽化した公的施設の活性化やスリム化のためにも大変効果のある手法だと学びました。これまで、町営、指定管理、委託などといった手法を有田川町でも実施してきましたけれども、長期の賃貸借契約も選択肢として追加を行い、さらなる発展に期待したいと思います。

以上で、産業建設住民常任委員会の視察報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第35までの報告2件、議案29件を一括議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第35までの報告2件、議案29件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

報告第23号は、令和3年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の経営の健全化を表す資金不足比率を算出し、監査委員の意見を付した上で議会に報告するものであります。

報告第24号は、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算についてであります。新型コロナウイルスの猛威は、令和3年度においてもまだまだ衰えを見せず、観光業を主とする開発公社にとって大きな打撃を受けました。和歌山県からまん延防止重点措置の要請もあったことを踏まえ、しみず温泉やあさぎりなどキャンプ場以外の施設は、令和4年1月24日から3月6日までの42日間を休業としました。休業期間中は、各施設の維持管理や施設修繕を実施するなど、様々な努力をしながら業務に当たってきました。また、雇用調整助成金などの支給申請も行い、雇用確保にも努めてきました。

令和3年度の業績につきましては、事業収入は8,227万円で、前年比108.9%でありました。前年度を上回った施設は5施設あり、ふれあいの丘が1,351

万円で前年比109.7%、コテージ・やすけが1,264万円で前年比124.0%、しみず温泉健康館が852万円で前年比113.3%、オートキャンプ場は647万円で前年比119%、遠井キャンプ場が401万円で前年比111.1%となりました。

あさぎりは3,490万円で前年比98.3%と僅かに前年を下回り、公社全体では前年と比べ673万円の増収となりました。事業費用は1,625万円で前年比102.2%となり、前年比で34万円の増加となりました。管理費用は8,970万円で前年比104.1%となり、前年より営業日数も多かったこともあって、前年比で353万円の増加となりました。営業利益はマイナス2,369万円となり、前年比で286万円増加いたしました。経常利益は、新型コロナウイルス関連の助成金等が減少したことにより、前年より71万円減少したものの、最終的には87万円の黒字でありました。

令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に引き続き緊張感を持って対応し、まちづくりの拠点施設として集客と収益向上に努めてまいりますので、ふるさと開発公社に対し今後とも議員皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。決算の報告といたします。

議案第53号は、令和4年度有田川町一般会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、共通するものとして、4月の職員の人事異動による配置換えや期末手当の減に伴い、各科目において職員給与費等の増減補正を行っております。

給与費以外の主なものとして、2款総務費の企画費では、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として、飼料価格高騰緊急対策に1,005万円、燃油価格高騰緊急対策に850万円、自校式給食用材料費に401万8,000円を、情報通信基盤施設費では、施設設備保守点検料として670万9,000円を、過疎対策費では、コミュニティバス運行委託料として59万7,000円を、徴税費の賦課徴収費では、町民税の還付金として270万円を、戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システム改修費として1,022万2,000円を、3款民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出金として116万8,000円を減額し、障害者福祉費では、更正医療給付費として566万9,000円を、令和3年度の精算に係る国・県負担金等の返納金として2,760万8,000円を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金として862万8,000円を減額するとともに、有田周辺広域圏事務組合の潮光園分負担金として1,932万8,000円を、令和3年度の精算に係る国・県負担金の返納金として165万7,000円を、児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金等、令和3年度の精算に係る国・県負担金の返納金として2,493万9,000円を、児童措置費では、障害児施設給付費負担金の令和3年度の精算に係る国・県負担金の返納金として1,002万円を、保育所



費では、空調用ガス代として112万円を、4款衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る国庫補助金等の返納金として2,005万円を、保健センター費では、修繕料として142万7,000円を、上水道費では、簡易水道事業特別会計繰出金として928万7,000円を減額するとともに、飲料水供給施設整備事業補助金として176万円を、6款農林水産業費の農業振興費では農業次世代人材投資事業補助金として150万円を、中山間地域等直接支払事業の令和3年度の精算による返納金として137万8,000円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計の繰出金として125万2,000円を、7款商工費の商工総務費では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、原油価格・物価高騰等に直面している町民に対し、町内の事業所で利用できる1人当たり1万円のクーポン券を発行し生活支援を行うとともに、町内事業者を支援し地域経済の活性化を図るための有田川町応援クーポン券第4弾として2億7,109万1,000円を、また、県が実施する飲食・宿泊・サービス事業等支援金への上乗せ給付を行うために3,000万円を、8款土木費の道路橋りょう維持費では、道路橋りょう維持修繕工事費として3,000万円を、公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金を81万6,000円減額し、9款消防費の消防施設費では、消火栓設置工事及び修繕費負担金として263万4,000円を、10款教育費の小学校費では、空調用ガス代として522万2,000円を、中学校費では、空調用ガス代として311万4,000円及び修繕料として130万円を、社会教育総務費では、イベント委託料として718万4,000円を、文化財保護費では、あらぎ島用水路整備補助金として227万7,000円を、学校給食費では、物価高騰等に伴う高騰分の給食用原材料費として108万5,000円を計上し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4億7,950万5,000円を追加し、補正後の予算総額は171億5,555万5,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしましては、国庫及び県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を充てることにいたしております。

また、債務負担行為並びに地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第54号は、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として116万8,000円を減額するとともに、基金積立に200万円を、令和3年度精算に伴う保険給付費等交付金返納金として1,173万円を計上いたしました結果、今回の補正額は1,311万4,000円を追加し、補正後の予算総額は36億4,329万4,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金、諸収入等を充てるとともに、繰入金を減額することにいたしております。

議案第55号は、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であ

ります。今回の補正は、人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として17万7,000円を減額補正した結果、補正後の予算総額は7億7,727万5,000円と相りました。なお、財源につきましては、一般会計からの繰入金を減じることとしております。

議案第56号は、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、職員の人事異動による配置換えに伴う職員給与費等として862万8,000円を減額するとともに、諸支出金では令和3年度精算に伴う国・県費の返納金として4,526万6,000円を、一般会計繰出金109万1,000円を補正した結果、今回の補正総額は3,809万3,000円を追加し、補正後の予算総額は32億9,473万1,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金を充てることとし、繰入金については減額しております。

議案第57号は、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、人事異動による配置換えに伴い、職員給与費等として839万2,000円を減額補正した結果、補正後の予算総額は5億3,052万7,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を減額し、繰越金を充てることにいたしております。

議案第58号は、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、人事異動による配置換えに伴い、職員給与費等として81万6,000円を減額補正した結果、補正後の予算総額は15億2,654万円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を減額することにいたしております。

議案第59号は、令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、職員の人事異動による配置換えに伴い、職員給与費等を125万2,000円を追加し、補正後の予算総額は2億8,388万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第60号は、令和4年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、水道施設維持管理業務委託及び水道検針業務等委託料の債務負担行為の補正を行うものであります。

続いて、議案第61号から議案第77号までの17議案につきましては、令和3年度有田川町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計管理者及び建設環境部長より説明させることにいたしております。

議案第78号は、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一

部が改正され、令和4年10月1日に施行されることに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、1点目は、育児休業を原則2回目まで取得可能とするなど、育児休業の取得回数制限を緩和するものであります。2点目は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業を夫婦交替での取得など、育児休業取得を柔軟化するものであります。

議案第79号は、有田川町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてであります。本条例は、国民健康保険の被保険者に出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、福祉の向上に寄与するため本基金を設置していますが、出産に要する費用については、出産育児一時金を国民健康保険から医療機関に直接支払う制度が導入されたことに伴い、本基金による貸付けの必要性及び基金設置の意義がなくなったことから、同基金を廃止するものであります。

議案第80号は、有田川町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定についてであります。本条例は、国民健康保険の被保険者に高額療養費支給見込額の一部を貸し付けることにより、医療費の一時的な負担を軽減して、生活の安定と福祉の増進を図るため本基金を設置していますが、高額療養費の現物給付化に伴い、本基金による貸付けの必要性及び基金設置の意義がなくなったことから、同基金を廃止するものであります。

議案第81号は、財産の取得についてであります。消防本部の更新車両として、高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の購入について、令和4年7月28日、指名競争入札に付したところ、神戸市中央区港島中町2丁目2番1、日本船舶薬品株式会社神戸支店、支店長 段哲哉氏が落札いたしましたので、3,443万円で物品購入契約の締結に当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する説明は終わりました。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いいたします。

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

改めまして、おはようございます。

それでは、私からは議案第61号から議案第76号までの令和3年度一般会計及び特別会計の決算につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、決算の状況につきましては、決算書及び主要施策の成果報告書に詳細に記載

されておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

お手元に配付させていただいております、こちら令和3年度有田川町一般会計・特別会計決算説明資料に基づきまして御説明させていただきます。

なお、この資料の金額は千円単位で、比率や割合につきましては小数点以下第1位となっております。原則として表示数値未満四捨五入ですが、一部調整しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1ページの決算総括表を御覧ください。

一般会計と15の特別会計の歳入歳出決算状況でございます。一般会計と特別会計の予算現額合計288億7,590万9,000円に対しまして、歳入決算額合計は279億1,317万9,000円で、予算現額に対する収入率は96.7%となっております。

次に歳出ですが、歳出決算額合計は271億9,046万9,000円で、予算現額に対する執行率は94.2%となっております。歳入歳出差引額の合計は7億2,271万円で、翌年度へ繰り越すべき財源の合計1億6,605万5,000円を差し引きいたしました実質収支額は5億5,665万5,000円となっております。

次に2ページをお願いいたします。

議案第61号、有田川町一般会計歳入歳出決算から御説明申し上げます。

まず、2ページの一般会計歳入決算状況を御覧ください。

歳入合計は183億5,131万8,000円で、前年度と比較して26億2,386万8,000円に、率にして12.5%の減となっております。増減の主なものは、増額では11款地方交付税の4億2,491万8,000円で、主な要因は、普通交付税で地域デジタル社会推進費と臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費の新設により増額となりました。

次に、16款県支出金の1億8,905万円で、主な要因は、地籍調査負担金と農地災害復旧事業費補助金の増額によります。

一方、減額では、15款国庫支出金の22億4,860万7,000円で、主な要因は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策特別定額給付金に係る補助金があり、その減額によります。

次に、22款町債の10億2,520万円で、主な要因は、令和2年度の合併特例債吉備庁舎大規模改修事業と緊急防災・減債事業債、防災行政デジタル化改修事業の減額によります。

また、歳入に占める割合で最も高いのが、11款地方交付税の38.2%、次に11款町税の17.2%、次いで15款国庫支出金の12.5%の順となっております。歳入総額のうち自主財源は54億8,268万5,000円で、前年度と比べて7,585万5,000円、率にして1.4%の減となっております。また、19款繰入金と基金繰入金の減額が主な要因でございます。また、自主財源の構成比といたしまして

は29.9%で、前年度と比較して3.4%の増となっております。

次に3ページ、一般会計歳出決算状況を御覧ください。

歳出合計は177億1,359万円で、前年度と比較して26億3,987万7,000円、率にして13%の減となっております。増減の主なものは、増額では3款民生費の5億5,056万円で、主な要因は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金と子育て世帯への臨時特別給付金によります。

次に、13款諸支出金の3億2,427万円で、主な要因は、各基金への積立金の増額によります。

一方、減額では、2款総務費の28億1,778万1,000円で、主な要因は、令和2年度の特別定額給付金事業費の減額によります。

次に、9款消防費の8億1,601万2,000円で、主な要因は、令和2年度防災行政無線デジタル化改修事業費の減額によります。また、収支の状況につきましては、歳入歳出差引額6億3,772万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,528万7,000円を差し引きいたしました実質収支額は4億7,244万1,000円となっております、前年度と比較して1億1,060万3,000円、率にして30.6%の増となっております。

次に、4ページを御覧ください。

議案第62号、有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款国民健康保険税8億5,763万3,000円、4款県支出金22億8,203万9,000円、6款繰入金3億237万4,000円で、歳入合計34億6,956万円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費22億3,269万8,000円、3款国民健康保険事業費納付金10億9,031万8,000円で、歳出合計34億6,397万9,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の558万1,000円となっております。

次に、5ページを御覧ください。

議案第63号、有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入の主なものは、1款保険料2億7,948万2,000円、3款繰入金4億8,504万3,000円で、歳入合計8億1,497万8,000円となっております。歳出の主なものは、2款後期高齢者医療納付金7億4,378万9,000円で、歳出総額8億406万8,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の1,091万円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

議案第64号、有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料5億5,194万7,000円、3款国庫支出金8億1,596万4,000円、4款支払基金交付金7億5,075万1,000円で、歳入合計31億4,183万2,000円となっております。歳出の主なものは、2款保険

給付費 2 7 億 1 2 4 万 9, 0 0 0 円で、歳出合計 3 0 億 8, 0 2 2 万 7, 0 0 0 円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の 6, 1 6 0 万 5, 0 0 0 円となっております。

次に、7 ページを御覧ください。

議案第 6 5 号、有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、4 款繰越金 2 2 1 万 2, 0 0 0 円で、歳入合計 2 2 7 万 5, 0 0 0 円となっております。歳出の主なものは、2 款基金積立金 2 2 7 万 5, 0 0 0 円で、歳出合計 2 2 7 万 5, 0 0 0 円となっており、歳入歳出差引額、実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、8 ページを御覧ください。

議案第 6 6 号、有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2 款使用料及び手数料 1 億 8, 3 6 3 万 9, 0 0 0 円、3 款繰入金 2 億 7, 2 2 1 万 7, 0 0 0 円で、歳入合計 4 億 8, 2 5 4 万 3, 0 0 0 円となっております。歳出の主なものは、2 款施設費 1 億 4, 2 4 5 万 4, 0 0 0 円、3 款公債費 2 億 8, 1 4 5 万 5, 0 0 0 円で、歳出合計 4 億 8, 1 6 7 万 7, 0 0 0 円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、共に同額の 8 9 万 6, 0 0 0 円となっております。

次に、9 ページを御覧ください。

議案第 6 7 号、有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2 款使用料及び手数料 1 億 1, 6 9 4 万 2, 0 0 0 円、6 款繰入金 6 億 7, 1 5 8 万 3, 0 0 0 円、9 款町債 1 億 8, 6 4 0 万円で、歳入合計 1 2 億 6, 9 9 0 万 7, 0 0 0 円となっております。歳出の主なものは、2 款施設費 4 億円、3 款公債費 6 億 6, 1 8 4 万 2, 0 0 0 円で、歳出合計 1 2 億 6, 9 9 0 万 7, 0 0 0 円となっており、歳入歳出差引額と実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、1 0 ページを御覧ください。

議案第 6 8 号、有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3 款繰入金 2 億 3, 5 1 4 万 5, 0 0 0 円で、歳入合計 2 億 9, 5 3 1 万 4, 0 0 0 円となっております。歳出の主なものは、2 款施設費 1 億 1, 9 9 2 万 1, 0 0 0 円、3 款公債費 1 億 5, 1 3 8 万 1, 0 0 0 円で、歳出合計は 2 億 9, 5 3 1 万 4, 0 0 0 円となっており、歳入歳出差引額、実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、1 1 ページを御覧ください。

議案第 6 9 号、有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入歳出合計額は、共に 1 9 0 万 2, 0 0 0 円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、1 2 ページを御覧ください。

議案第70号、有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入歳出合計額は、共に645万円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、共にゼロ円となっております。

次に、13ページを御覧ください。

議案第71号、有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料4,724万5,000円、3款繰入金1,553万5,000円で、歳入合計7,116万9,000円となっております。歳出は総務費の7,040万1,000円となっております。歳入歳出差引額76万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源76万8,000円を差し引きいたしました実質収支額はゼロ円となっております。

次に、14ページを御覧ください。

議案第72号、有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入歳出合計額、歳入歳出差引額と実質収支額は全てゼロ円となっております。

次に、議案第73号、有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計39万5,000円に対し歳出はゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は共に同額の39万5,000円となっております。

次に、議案第74号、有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計195万9,000円に対し歳出はゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は共に同額の195万9,000円となっております。

次に、15ページを御覧ください。

議案第75号、有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計349万4,000円に対し歳出合計70万9,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は共に同額の278万5,000円となっております。

次に、議案第76号、有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計8万3,000円に対し歳出はゼロ円で、歳入歳出差引額と実質収支額は共に同額の8万3,000円となっております。

以下、16ページは町税などの収納状況、17ページは一般会計繰出金の状況、18・19ページは基金繰入金の状況、20・21ページは町債の借入状況、22・23ページは2ページの一般会計歳入の款・項別明細で、24・25ページは3ページの一般会計歳出の款・項別明細でございます。

また、決算書の533ページからは財産に関する調書となっており、公有財産・物品・基金に係る決算年度中の増減及び決算年度末現在高を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、一般会計及び特別会計に係る決算の補足説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

私からは、議案第77号、令和3年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書に沿って説明させていただきます。

決算書の1ページの決算報告書を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出についてであります。

収入の部では、第1款水道事業収益は5億2,237万6,218円であります。内訳といたしましては、第1項の営業収益は4億2,083万4,538円、第2項の営業外収益は1億142万662円、第3項の特別利益は12万1,018円でございます。支出の部では、第1款水道事業費用といたしまして3億7,352万3,747円です。内訳といたしましては、第1項の営業費用として3億4,801万1,679円、第2項の営業外費用として2,551万2,068円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部では、第1款資本的収入といたしまして1,222万8,870円です。内訳といたしましては、第1項の工事負担金でございます。支出の部では、第1款資本的支出といたしまして1億6,304万6,616円です。内訳といたしましては、第1項の建設改良費1億2,575万1,600円、第2項企業債償還金3,729万5,016円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して1億5,081万7,746円不足いたしますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金2,680万8,845円、当年度分損益勘定留保資金9,160万9,670円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,139万9,231円及び建設改良積立金2,100万円により補填させていただいております。

続きまして、2ページから7ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表でございます。この中で3ページの剰余金計算書を御覧ください。

剰余金計算書の剰余金右側で利益剰余金の中ほどにございます未処分利益剰余金、7行目にあります繰越利益剰余金5,713万1,194円と、その下、当年度変動額1億5,792万9,067円を合計いたしました、一番下に記載してございます2億1,506万261円が当年度未処分利益剰余金となります。

また、4ページの剰余金処分計算書（案）につきましては、議決をいただく事項でございますが、当年度未処分利益剰余金2億1,506万261円の中より資本的収支不足額を補填するために取り崩しました積立金2,100万円を資本金に、1億5,000万円を建設改良積立金とし、残額4,406万261円は令和4年度への繰越利益剰余金とさせていただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、10ページから27ページまでは、決算附属書類並びに参考資料でございます。



す。御確認のほどよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より日程第15、議案第61号から日程第31、議案第77号までの令和3年度各会計の監査報告をお願ひいたします。

代表監査委員、服部眞悟君。

○監査委員（服部眞悟）

ただいま令和3年度決算について審査意見を求められましたので、御報告を申し上げます。

決算審査は、岡監査委員とともに、去る7月19日に地方公営企業法の規定に基づき水道事業会計の決算について、また7月28日から8月2日まで地方自治法の規定に基づき一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況を審査いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に適合して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、審査した限りにおいて、決算に対する計数は正確であると認められ、繰越明許費等を除き所期の成果を得られたものと認められました。

なお、本審査中に改善を求めた軽微な事項については、速やかに改善の措置を講ずるよう要望します。

それでは、議案第61号、令和3年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って説明させていただきます。なお、数値については、万円単位で説明させていただきます。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

審査意見書の3ページを御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、表1のとおり歳入歳出差引額で7億2,271万円の黒字となっており、繰越明許費の財源として1億2,436万円、事故繰越しの財源として4,170万円が必要であるため、実質収支額は表3のとおり5億5,666万円の黒字となっております。

次に、一般会計の財政構造について申し上げます。

4ページを御覧ください。

歳入を財源別に見ますと、表4のとおり構成割合は自主財源が29.8%、依存財源が70.2%であり、自主財源構成比は前年度から1.5ポイント低下しております。

す。

次に、6ページを御覧ください。

表6性質別歳出状況では、義務的経費につきましては、扶助費において、児童発達支援事業給付費補助金の増等により1億9,968万円増加しております。投資的経費につきましては、令和2年度に行った吉備庁舎大規模改修事業、防災行政無線デジタル化改修事業の終了等により前年度より8億8,213万円減少し、その他の経費につきましては、補助費等において、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施した特別定額給付金事業の減等により21億6,954万円減少しております。

次に、7ページを御覧ください。

表7のとおり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.6%と前年度比2.4ポイント好転しております。この指標は低いほど財政構造の弾力性があると言えます。

また、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、前年度に比べ0.3ポイント好転し12.7%となっておりますが、令和2年度和歌山県内の町村平均であります9.8%と比べると2.9ポイント高くなっております。

次に、一般会計の決算について申し上げます。

8ページ以降に詳細を記載しております。

令和3年度の歳出決算規模は177億1,359万円となり、前年度と比較すると26億3,988万円の減となっております。この要因としましては、前年度に実施しました新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業の減等によるものであります。決算の歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、表9のとおり6億3,773万円の黒字となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が1億6,529万円ありますので、これを除いた実質収支額は4億7,244万円の黒字となっております。

次に、町債の状況については、表10のとおり令和3年度末現在高が163億5,861万円であり、前年度末からは11億5,824万円と大幅な減少となっております。今後も適切でかつ計画的な地方債の活用と現在高の削減に努め、健全な財政運営が図られるよう期待します。

次に、基金の状況につきましては9ページを御覧ください。

令和3年度末現在高は、表11のとおり130億1,716万円で、前年度末から7億6,579万円増加しております。基金の運用につきましては、安全性、流動性を確保した上で、効率的な管理を第一に考え、適切な運用に努めていただきたいと思います。

以上のことから勘案するに、指標は改善しているものの、依然として財政構造は硬直化している状況であります。今後も将来への負担の適正化を考慮し、健全な財政運営が図られることを期待します。

なお、歳入歳出の予算科目ごとの審査内容につきましては、10ページから22ページを後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

各特別会計別の状況については、23ページから37ページに記載しておりますが、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

23ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、表43のとおり実質収支は558万円の黒字となっております。

24ページを御覧ください。

国民健康保険税の徴収状況については、表45のとおり収入未済額が前年度より減少し、積極的な徴収への取組の成果であると思われますが、引き続き徴収率の向上と収入未済額の累積防止に、より一層の努力を望みます。

次に、26ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計につきましては、表50のとおり実質収支は6,161万円の黒字となっております。介護保険料の徴収状況については、表51のとおり収入未済額が前年度に比べ減少しており、徴収への取組の成果であると思われますが。

今後も被保険者の実態を把握の上、町民の健康管理意識を高めるとともに、疾病予防や重症化予防につながる健康増進を図り、また介護予防として地域支援事業等と一体的な予防・健康づくりの推進を望むものであります。

続きまして、30ページを御覧ください。

公共下水道事業特別会計につきましては、当該区域内における接続率は約63%となっております。

次に、31ページを御覧ください。

事業の財源となる地方債の現在高につきましては、表63のとおり令和3年度末現在高が90億4,476万円と前年度から3億8,102万円減少しております。今後も早期接続を推進するとともに、効率的な管理運営を図られることを望むものであります。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

最後に、一般会計及び全ての特別会計における実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、審査意見書38ページから39ページに記載のとおりであります。

次に、基金の運用審査については、40ページに記載のとおり計数は正確であると認められます。

なお、当該基金については、近年における貸付運用が行われていないため、必要性を考慮し廃止する方向で検討しているとのことでありました。

以上をもちまして、一般会計及び特別会計の報告並びに基金の運用審査の報告を終わらせていただきます。

引き続き、水道事業会計について申し上げます。

お手元の議案第77号、令和3年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての決算書の後ろに添付されております審査意見書に沿って御説明いたします。

審査意見書1ページを御覧ください、

第1の7審査の結果のとおり、審査に付されました水道事業の決算諸表は、地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値についても適正であると認められます。

第2の(1)に記載のとおり、経営成績につきましては、収益的収支のうち水道事業収益は4億8,254万円、水道事業費用は3億4,561万円となり、差引純利益は1億3,693万円となり、前年度に比べ759万円の増益となっております。一方、資本的収支については、資本的収入1,223万円、資本的支出1億6,305万円となっております、この不足額につきましては損益勘定留保資金などにより補填されております。

次に、3ページを御覧ください。

給水状況でございますが、第2表のとおり、前年度に比べ年間配水量及び年間有収水量はそれぞれ減少しております。一方で有収率は84.1%と前年度に比べ4.0ポイント増加しております。

次に、5ページを御覧ください。

未収金の状況でございますが、第6表のとおり前年度より大幅に減少しております。要因は営業外未収金の公共下水道事業特別会計からの工事負担金が減少したことによるものであります。

なお、水道料金の収納率は98.3%となり、前年度より0.1ポイント低下しております。利用者負担の原則から、引き続き未収金解消に努めていただきますようお願いいたします。

その他、詳細につきましては、決算審査意見書及び別表として財務状況等を示しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、水道事業会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案書の前のほうに戻っていただきまして、報告第23号、令和3年度有田川町財政健全化判断比率等についての審査結果について御報告いたします。

各比率並びにこれらの算出過程は、いずれも関係法令に適合して作成されており、適正であると認められます。報告書の後ろに添付されております審査意見書に各比率の詳細を記載しておりますので、その概要を申し上げます。

まず、審査意見書の2ページを御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計において黒字であり、赤字比率は発生しておりません。

次に、3ページを御覧ください。

実質公債費比率につきましては、令和元年度からの3か年平均で12.7%となり、前年度13%と比較して0.3ポイント低下しております。しかしながら、令和3年度単年で見ますと13.1%と、前年度11.9%に比べて上昇しております。

次に、将来負担比率につきましては、前年度は3.2%でありましたが、令和3年度は地方債残高が減少したことが要因となり発生しておりません。

最後に、3ページから4ページにかけての公営企業会計の資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足は発生しておりませんが、一般会計からの繰入金に依存していることから、今後はこれらの抑制に努め、受益者負担や独立採算を原則として努力されることを期待いたします。

各比率は、現状では健全な数値ではあるものの、今後も一般会計及び特別会計、並びに一部事務組合の事業計画も考慮しつつ、これらの各指標の動向を注視し、健全な財政運営をされることを要望いたします。

以上、各会計の決算審査及び財政健全化判断比率等審査の結果報告を行いました。令和3年度におきましても、通常の行政運営に加えて新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための経済活動等の行動抑止によって、影響を受ける地域経済や生活・暮らしへの支援として、国の施策及び補正予算を有効に活用し、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に取り組まれておりました。

また、このような状況においても、種々の課題に対して取り組むべきことを的確に把握し、住民サービスの向上に資する新たな取組も見受けられました。

今後も住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、一層の財政健全化を志向し、町民の信頼に応える行政運営をお願い申し上げます。決算審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

以上で、監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時46分

再開 14時26分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第5 報告第23号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、報告第23号、令和3年度有田川町財政健全化判断比率等についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第7、議案第53号を先に審議したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第7、議案第53号を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第7 議案第53号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第53号、令和4年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第53号について質疑をさせていただきます。

まず、5ページに債務負担行為の児童虐待システム利用料797万円が計上されておりますけれども、この説明をまず求めたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

5ページの児童虐待システムの利用料ですけれども、令和4年度の当初予算におきまして、児童相談所との連携のためのシステム改修を予定しておりまして予算措置させていただいておりましたが、令和5年度より新しいハード設備の導入が必要になることなどの事由によりまして、今回、システム改修を行うより令和5年度から令和9年度にかけてバージョンアップされた新たな児童相談システムをリース契約で導入することのほうが町の負担が少なく済むという結論に至りましたので、今回の債務負担行為のほうを上げさせていただいております。

なお、令和4年度の補助金におきましては国2分の1であったんですけども、この債務負担行為によりまして、令和5年度から令和9年度の補助金におきましては国3分の1、県3分の1の補助金が取れるため、今回このような措置にさせていただきました。

それにおきまして、13ページのこども教育課のほうに児童虐待防止事業補助金の歳入でマイナス105万8,000円、それから歳出でいきますと、31ページの健康推進課のプログラム変更委託料のマイナス211万8,000円を減とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に17ページですが、雑入があります。今回、消防団員の安全装備品整備事業補助金ということで58万6,000円計上されておりますけれども、お聞きしたら、ヘルメットの更新だということなんですけれども、仮に新規に更新するとなれば、今あるヘルメットの処理はどのように考えているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

増谷議員の御質疑にお答えします。

来年度、配布する予定にしています。来年度、その処分費用についても計上させていただきます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ということは、処分費用も組んでいるということであれば、各分団ごと、班ごとに回収するということになるのでしょうか。その点も確認します。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

配布はどのようになるかというのはまだ検討をこれからするところです。処分については、今までホースとか吸管とか処分させてもらったと思うんですけども、それと同じような形で処分させていただきます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

19ページなんですけども、一般管理費で普通に言うたら何かおかしいと思ったんですが、地域手当を科目設定で1,000円組んでいると。これの御説明をいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

県との交流事業で、職員1名を県から来てもらい、町から1人出しということをやっています。予算の編成段階では、基準値の予算を組んでおりました。ただ行った者が少し年がいていたので、年間1,000円だけ端数が出てきてしまいました。それに対する予算でございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

31ページなんですけども、児童福祉総務費の心理業務委託料30万円が計上されております。この説明をまずお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

昨今、児童虐待の登録家庭においても、子どもの発達検査を行い、対応を行う必要のある家庭が増加しております。従来は児童相談所に発達検査の依頼を行うんですけども、児童相談所に依頼するとかかなり日程調整や空き状況の関係で遅くなることがあります。ですので今後、発達検査を行う必要があるケースが増加してくると考えておりますので、そちらの観点から今回、公認心理師を複数配置する事業所に発達検査の業務を委託したいと考えております。

それにつきましては、今回、報酬でマイナス12万円、それから報償費で講師謝金のマイナス15万円、それから普通旅費のマイナス3万円、そこのところで予算の振替を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この件について再度お聞きしますけども、今回お聞きしたら、半年ぐらい待たない



といかんケースも出てくると。そうなったら、肝腎な相談には乗れなくなってくるケースが出てくるから、町としては町単独でも予算を組んで対応していきたいということだと思っんですけども、そうなりますと、児童相談所の体制の問題も出てくると思っんです。こういうことがずっと続いていったら、児童相談所の値打ちと云ったら何よ、意義は何よとなってきますので、児童相談所の体制の充実を求める声をぜひ挙げていただきたいのですけれどもいかがですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

児童相談所につきましては、もちろんこの検査のこともありますし、児童虐待、それから保護等々のいろんな業務があると承知しております。職員体制につきましても、かなり厳しいものがあると考えておりますので、機会があればそのように要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

41ページなんですけど、森林環境譲与税の活用費の30万円の説明をいただきたいと思っます。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

これにつきましては、木材市場を開催するために木材加工所が行うので、それに対する補助金となっております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に45ページなんですけども、建設課で電気代15万円の予算計上をしております。これは9月1日の毎日新聞に載っていたんですけど、県が電気代過払い1,600万円あったということで調べていったら、うちの町内に走っている国道に関してのこういう部分が出てきたと。その分の5か所のいわゆる返還分だと思っんですけど、5か所の場所の説明と、各幾らぐらいになるのか分かれれば御説明いただければと思っます。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

議員おっしゃるとおり、県から移管された部分についての道路灯の照明の電気代で

ございます。場所は岩野河地区に2か所、それと二川地区に1か所、板尾地区に2か所でございます。金額的には5か所分で15万円であります。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

このことについて、多分県と協議されていると思うんですけども、最初どんな形の話があったんですか。それをまずお聞きしたいんですが。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

県からのお話は、議員おっしゃるような形で移管の漏れがあったということで、それをただしたいということで申出があったと捉えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私の知ってる議員の有田関係で聞いたんで、湯浅町も有田市もそんなんは知らん、予算計上されてないという話だったんで、うちだけかと有田郡市で思ったんですけども、しょうがないと思うんですが。

次に、43ページの商工会補助金50万円の説明をしていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

商工会に対しては、毎年、運営費の補助として多額の補助金をしているところですけども、今回、清水の旧清水会館について、解体するに当たって当団体からも要望もありまして、総合的に関して50万円の補助金を計上させていただいているところ です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これに関してなんですけども、その要望を受けて予算計上したという御説明だったんですが、例えば補助金等を出す場合は、補助金要綱なんかで、どういう場合に幾らを限度で出せるとかそういう規定があるんですけども、今回この問題についてはそういう補助金要綱に基づいて出すということになるんですか、御説明いただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

これに対する補助金要綱というのはございませんが、一般的な町の交付規定にのっとりまして、補助金の交付を考えております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

町の交付規定ということであれば、一度議会にその町の交付規定を出していただき、それから50万円を出す上での基準はどんな基準で決まったのかというのをぜひ出していただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

交付規定につきましては、町の交付規定ございますのでそれで示させていただきます。

検討した内容につきましては、ちょっと検討させてください。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時41分

再開 14時43分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時43分

再開 14時47分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第15、議案第61号から日程第31、議案第77号までを先に審議したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第15、議案第61号から日程第31、議案第77号までを先に審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第15、議案第61号から日程第31、議案第77号までの17件を一括議題としたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

……………日程第15 議案第61号から日程第31 議案第77号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議案第61号から日程第31、議案第77号までの17件を一括議題といたします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第61号から議案第77号までの17件については、13名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し付託したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から議案第77号までの17件については、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置することに決定いたしました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において濃添勇作君、栗山昌之君、本下雅敏君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、西弘義君、林宣男君、堀江眞智子君、増谷憲君、殿井堯君を指名したいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

すみません、今、途中で抜けた名前とかはございませんか。僕のほうでミスがありましたんで。

谷畑進君が抜けてましたか。谷畑進君を指名したいと思っております。

御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した13人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。このままお待ちください。

~~~~~

休憩 14時51分

再開 14時51分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会より、正副委員長の互選の結果報告がありました。

委員長に谷畑進君、副委員長に栗山昌之君が選任されましたので、御報告をいたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第35、議案第81号を先に審議したいと思います。

御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第35、議案第81号を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第35 議案第81号……………

○議長（森谷信哉）

日程第35、議案第81号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第6、報告第24号、日程第8、議案第54号から日程第14、議案第60号まで、日程第32、議案第78号から日程第34、議案第80号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

意義なしと認めます。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

また、次回の本会議は9月15日木曜日、午前9時30分に開議をいたします。

~~~~~

延会 14時53分